○中部地方整備局告示第二百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
飯田市八幡町一四〇三番一から同市八幡町一四〇三番七六まで	前	八五・〇〇〇～八九・〇〇〇メートル	
	後	四五・〇〇〇～五二・〇〇〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　淡路都市計画道路事業三・五・三百七十一号志筑環状線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　兵庫県淡路市志筑字池尻並びに中田字大円道下、字大円道、字大池尻、字古堤、字八升築、字大谷口、字宇ノ森、字番匠屋及び字大池奥地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
徳島市国府町観音寺字弐反田六三九番一から同市徳島本町一丁目二番二まで	前	A　一〇・九二～三八・〇〇メートル B・C・D・E　一六・四七～一七八・三〇メートル	
	後	A　一〇・九二～三八・〇〇メートル B・C・D・E　一六・四七～一七八・三〇メートル	
		A　八・〇～八・五二〇キロメートル B・C・D・E　九・四五一～九・四五一キロメートル	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び百九十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
高知県吾川郡いの町枝川字椋二六五番四から同町波川字ハリギ三〇九番一まで	前	A　八・〇五～二九・〇〇メートル B・C・D・E　一二・五〇～二八四・八〇メートル	
	後	A　八・〇五～二九・〇〇メートル B・C・D・E　一二・五〇～二八四・八〇メートル	
		A　五・二八一～五・二〇四キロメートル B・C・D・E　五・二〇四キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
土佐市市野々字田仲九八番二から同市市野々字久保内二三六番一まで	前	一〇・五五～五四・一一メートル	
	後	一〇・九八～五四・一一メートル 〇・六九三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第二百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	宮崎県児湯郡新富町大字上富田字大渕二一三九番七から同町大字上富田字大渕二一八四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月十八日

○千葉県公安委員会告示第百五十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十五年十二月二十四日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十五年十二月十日

千葉県公安委員会委員長　福田康一郎

一　名称　双愛会

二　主たる事務所の所在地　千葉県市原市潤井戸千三百四十三番地八

三　代表する者の氏名　塩島正則

四　代表する者の住所　神奈川県横浜市磯子区磯子六丁目二十四番七号

五　指定番号　四四一三一一（平成二十二年十二月十七日千葉県公安委員会告示第百九十九号により公示した指定番号四四一〇一一）